

令和2年第10回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年10月26日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員13名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	(欠席)
4 番 奥堂 敏春	(欠席)	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

9 番 山本 秀夫 13 番 田中 喜義

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島3番 瀬例 敏之 輪島4番 新谷 義治

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第34号 農用地利用集積計画について
- (5) 議案第35号 非農地証明願いについて

7 報告事項

- (1) 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第19号 農地法制限除外の届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 0 7

事務局長	本日は2名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第10回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号14番 新澤 晟 委員及び 議席番号15番 山崎 覺治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第31号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 【議案第31号、1番～3番を議案書をもとに朗読】

	<p>合計 6 筆 2,837 m²で内訳は田が 2,446 m²、畑が 391 m²です。</p> <p>本件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 4 番 新谷 義治委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新谷委員	<p>先日 18 日現地確認を行いました。耕作者が変わっても周辺には何ら影響はないと考えられますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 1 5 番 山崎 覺治 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>23 日午後確認してきました。譲渡人は施設に入っており現在は別の人が耕作をしている状況です。今回の譲渡による周辺の影響は無いと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 1 4 番 新澤 晟 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>先日現地確認をしました。譲渡人は県外におりこちらに戻ってくる見込みは無く、譲受人の家のおばあさんが長らく耕作をしていたそうですが、おばあさんが亡くなったことに伴い改めて話し合いをしたところ、譲渡人から譲り渡しの申出を受け、譲受人が引き続き耕作をしていくことを決めて、今回の申請に至ったそうです。周囲への影響は全く無いものと考えますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 31 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第31号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第32号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。議案第32号の農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は1件です。</p> <p>【議案第32号、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計1筆531㎡で、内訳は田が531㎡です。目的は自己住宅の建設です。申請地は住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地です。集落に接続して住宅を建設することが目的であることから、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員 輪島3番 瀬例敏之 委員よりご意見願います。</p>
瀬例委員	<p>23日に現地を確認しました。周辺に少し田んぼが残っているのですが、農道が整備されており住宅建設に伴う悪影響は無いものと考えております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	(意見・質疑なし)
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第32号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。

よって【議案第 32 号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に市長より提出のあった【議案第 33 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

議案書 12 ページをご覧ください。議案第 33 号の農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は賃貸借権設定が 1 件、所有権設定が 1 件の計 2 件です。

【議案第 33 号、1 番・2 番を議案書をもとに朗読】

賃貸借契約による転用は計 1 筆 438 m²、内訳は田が 438 m²です。

所有権移転による転用は計 1 筆 651 m²、内訳は田が 651 m²です。

申請番号 1 番は、賃貸借契約に基づく転用で、目的は土建会社による資材置場です。以前に別の土木業者の資材置場として使用されていた経緯があるようですが、転用許可を得ていたか否かは数十年前のことなので確認できず、ただ少なくとも現時点で転用許可を得る前に資材置場等に使用している現状がありましたので、今回始末書を提出のうえ事後的ではありますが転用申請を行うものです。申請地は用途地域の準工業地域内にある第 3 種農地であり、原則許可となるものであります。

申請番号 2 番は、自己住宅建設を目的とするものであり、1 番と同じく用途地域内準工業地域にある第 3 種農地ですので、原則許可となるものであります。以上です。

議長

それでは、申請番号 1 番及び 2 番について地区担当委員 議席番号 1 2 番 安 津久人 委員よりご意見願います。

安 委員

23 日に現地確認をいたしました。申請番号 1 番は事務局の説明した経緯どおりであります。宅地と道路に囲まれた土地で、以前より資材置場として使用されたことがあるようですが、周囲に及ぼす影響は無いと考えます。

また、申請番号 2 番についても、2 方向を道路に囲まれた農地であり、隣の農地へ影響が及ばないよう対策をすることですので、原則通り許可相当として差し支えないと考えます。よろしく願います。

議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	申請番号 1 番について、資材置場に転用する事業者の業種は何でしょうか。
事務局	土木建設業一般です。
石倉委員	地図をみると申請地の隣はアパートのようですが、資材置場に転用後、重機等の出入り等で周辺に迷惑がかかるなど、農地転用許可を出したことについて後々トラブルにならないよう、許可の際には念のため事業者に話をしておいた方が良いでしょうと思います。
事務局	わかりました。
議 長	他にありませんか。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 33 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 33 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 34 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書 16 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の明細です。 【議案第 34 号、計画変更の概要を議案書をもとに説明】

	計 2 筆 6,226 m ² 、全て田、期間は 10 年以上で作物は水稻です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 34 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 34 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 35 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 19 ページをご覧ください。議案第 35 号の非農地願承認についてです。今月は 2 件です。 【議案第 35 号、1 番・2 番を議案書をもとに説明】 以上、2 筆 683 m ² で内訳は田が 198 m ² 、畑が 485 m ² です。 なお、1 番については、大正年間から宅地として使用しているという話であり、現在の建物も昭和 34 年に建設されております。先々代以前より宅地として使用され、相当の期間が経過しているものです。 また、2 番については昭和 52 年 5 月 23 日に物置建設を理由に 5 条転用許可を得て、それ以来物置設置及び資材置場として使用しつつ現在に至るものです。転用許可後その事業に供されている土地に該当するため、非農地証明の対象になるものです。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 5 番 山本 恒雄委員よりご意見をお願いいたします。

山本委員	23日に現地確認をいたしました。所有者は現在市外在住で、申請地の住宅に住んでいる人はいない状態です。住む人がいれば譲りたいと考えており、そのあても出来たのですが、登記地目が田ということで農地法上問題となったところでもあります。今までの状況から考えて、非農地証明の対象としてよいのではないかと考えます。
議長	続きまして申請番号2番について地区担当委員議席番号12番安津久人委員よりご意見をお願いいたします。
安委員	先日現地調査により確認をいたしました。申請地は登記地目は田ですが、長らく不耕作となっております。転用許可を得て建設した物置は現在老朽化により取り壊されておりますが、基礎などは残っております。 転用後農地として使用しなくなってから相当の期間が経過しておりますので、非農地としてもよいものと考えます。よろしく申し上げます。
議長	これより質疑を許します。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第35号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第35号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第18号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書23ページをお開きください。報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

合計 23 筆 8,446.91 m²です。内訳は田が 6,143.91 m²、畑が 2,303 m²です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので【報告第 18 号】を終わります。
次に【報告第 19 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書 25 ページをお開きください。報告第 19 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 1 件です。

【議案書にもとづいて、農地法施行規則該当転用届の内容を朗読】

利用目的は携帯電話基地局です。合計 2.25 m²です。内訳は田が 2.25 m²です。以上です。

議 長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 4 番 奥堂 敏春委員よりご意見をお願いいたします。

奥堂委員 21 日に現場を確認してきました。隣に畑は一枚あるんですが、たいした影響はないものと考えます。よろしく申し上げます。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので【報告第 19 号】を終わります。
以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。
それでは第 10 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。